
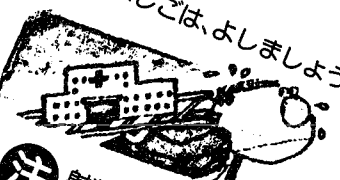


医療費を大切にしていますか？

急 病のとき以外は、休日・時間外受診は、ひかえましょう。



病 院のはしごは、よしましょう。



注 射や薬をねだるのはやめましょう。




医療費節約のポイント

病気やケガをした場合、お医者さんにかかるのは当然のことですが、その場合でも、みなさんの心構えや考え方によって、医療費が大きく違ってきます。


医療費が増えれば、あなたの保険料も上がります。次のことを守り医療費のムダをなくしましょう。

上手な医者のかかり方
せつかく、お医者さんに診てもらっても、お医者さんの指示に従わないと、治療がムダになるばかりか、大切な医療費を浪費してしまうことにもなります。

早 期発見、早期治療に心掛きましょう。



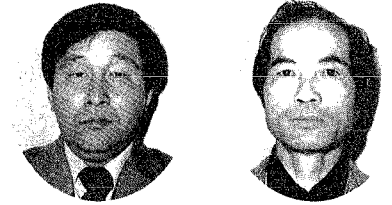
自 分の健康は自分で守りましょう。



保 険証は必ず持参しましょう。



<p>症状を的確に医師に説明しましょう。(いつからどんなときとどこにどんな症状)</p> 	<p>禁じられている食物や酒、タバコなどで、禁を破った場合は、正直に報告しましょう。</p> 	<p>診療予約時間は必ず守りましょう。都合の悪いときは、早めに連絡しておきましょう。</p> 	<p>医師の指示に従い、特に薬は医師から授与されたもの以外は、飲んではいけません。</p> 	<p>下着や衣服は清潔なものにし、酒気をおびていたり、おしゃべりなどは、つつしみましょう。</p> 	<p>症状の原因となるものが、過去になかったか、思い当たることを、もれなく説明しましょう。</p> 
--	--	--	---	--	---



山田千尋さん

新保 丸山勇夫さん
横川浜 山田千尋さん

初期消火活動で表彰を受ける

去る一月、当町で建物の一部を焼いた火災で早期発見と、消火、通報活動が適切、かつ迅速に行われたことにより、被害を最少限にとどめたことを認められ、白根地区消防事務組合管理者白根市長より表彰を受けられた。

小中学校(在校生)就学援助の申請は三月十九日までに

申請は三月十九日までに

経済的理由により就学が困難な家庭の子供に、学用品など教育費を援助する制度があります。受給希望者は次により申請してください。

◇援助を受けられる人
①生活保護を受けている人 (以下要保護児童生徒といふ)
②生活保護を受けていないが同程度に生活が困難な人 (以下準要保護児童生徒といふ)

◇援助の対象
①要保護児童生徒
修学旅行費・医療費
②準要保護児童生徒
学用品費・通学用品費・学校給食費・修学旅行費・校外活動費・体育実技用具費・医療費

◇申請手続
①要保護児童生徒
社会福祉事務所からの認定により申請手続は不要です。
②準要保護児童生徒
保護者は三月十九日(月)までに教育委員会に申請書を提出してください。今まで受けていた人でも、希望者は毎年申請しなければなりません。(申請用紙は教育委員会にあります。)

新一年生になる児童は、担任の先生と相談のうえ、四月十日までに申請してください。

◇認定
援助の認定は申請書や他の資料を参考にして決定されますが、家族の所得額などにより援助を受けられない場合があります。※詳細は教育委員会にお尋ねください。

春... 進学、就職のシーズンです 引っ越しの手続きはお早めに



春は転勤や入学、就職と、引っ越しのシーズンです。忙しいに追われて、つい忘れがちなのが転出や転入に伴う届けです。うっかり手続きを忘れると、選挙に参加できなかったり、国民年金の給付を受けられないなど、いろいろな不都合が生じることもありますので、届出は期間内に必ず出しましょう。

〈役場への届出〉
①住民登録の手続きは市区町村役場で転出証明書をもらい、十四日以内に新住所地で転入届をすませてください。
②印鑑登録証の返却をし、新住所で新たに申請をしてください。
③国民健康保険証は返却し、新しい住所で新たに申請を。国民年金は新住所で住所変更の手続きを必ずしてください。

④就学児童のある家庭では、現在通学している学校で「在学証明書」をもらってください。
⑤自動車をお持ちの方は、陸運事務所で登録変更手続を。転居先が同府県内と他府県内との場合は手続きが異なります。運転免許証の住所変更手続は、新地域によってカローラーが違い、現在使っている器具がそのままでは使えないことがあります。電気会社やガス会社に相談しましょう。なお、郵便局に転居届を出しておく、届出の日から一年の間は引っ越し先に郵便物を転送してくれます。

住所の警察署または警察の自動車試験場へ。
〈その他の届出〉
引っ越しが決まったら、役場以外のところにも届出を忘れないようにしましょう。
例えば銀行に住所変更の届けを出したり、電気、ガス、水道電話などの変更や廃止の手続きをしてください。
引っ越しが終わったら、新しい住所で電気やガスなどの申し込みをします。ただし、東日本と西日本とは電気の周波数が異なります。また都市ガスも地域によってカローラーが違い、現在使っている器具がそのままでは使えないことがあります。

